

2023/11/17 時点版

黄色マーカー部分は第7回における議論結果
を反映する箇所

学校法人会計基準の在り方に関する検討会

報告書（案）

令和5年 月 日

学校法人会計基準の在り方に関する検討会

資料 5

目 次

第1 はじめに	1
1. 現行の学校法人会計基準の趣旨	1
2. 私立学校法に基づく学校法人会計基準の必要性	1
第2 学校法人の財務報告に関する基本的な考え方	2
1. 制度の設計理念・組織目的	2
2. 制度創設時からの環境の変化	2
3. 私立学校法改正に伴う会計基準の位置づけの変化	3
4. 改正私立学校法が想定するステークホルダー	5
5. 財務報告の目的・機能	5
第3 新学校法人会計基準の内容等	8
1. 計算書類・附属明細書の体系について（参考資料1）	8
2. 附属明細書の内容について	11
3. 注記事項の充実について（参考資料2 様式5）	14
4. 財産目録について（参考資料2 様式9）	19
5. 会計基準の特例について	22
6. 施行時期	23
第4 今後の進め方	23
1. 今後の進め方	23
2. その他の論点	24
第5 終わりに	25
第6 参考資料	26

第1 はじめに

1. 現行の学校法人会計基準の趣旨

- 私立学校は、それぞれの建学の精神に基づく教育研究活動を、将来にわたり継続的に実施していくことが求められている。このことから、その会計処理についても、主に営利を目的とする企業等とは異なり、長期的視点から継続的な運営を可能にすることを前提とした収支の均衡が図られているかどうかを把握することが求められるという特性を有している。
- 現行の学校法人会計基準は、このような私立学校の特性を踏まえ、国又は都道府県から経常的経費について補助を受ける学校法人が適正な会計処理を行い、財務計算に関する書類を作成するに当たっての統一的な会計処理の基準として、昭和46年に文部省令により定めたものである。制定以来50年が経過する中で、学校法人会計基準は、基本金制度等、私立学校の財政基盤の安定に資するものとして、また、補助金の配分の基礎となるものとして、広く我が国の学校法人の会計実務において定着してきた。
- この間、社会・経済状況の大きな変化、会計のグローバル化等を踏まえた様々な会計基準の改正、私学を取り巻く経営環境の変化等を受けて、公教育を担う学校法人の経営状態について、社会にわかりやすく説明する仕組みを充実させるため、学校法人会計基準も改正を重ねてきた。

2. 私立学校法に基づく学校法人会計基準の必要性

- 令和5年度改正後の私立学校法（以下「改正私立学校法」という。）においてはガバナンス強化の観点から、学校法人会計基準の根拠が私立学校法に位置づけられることを受け、ステークホルダーへの情報開示を主な目的とする基準として整備することが必要となった。
- 学校法人会計基準の改正にあたって「学校法人会計基準の在り方に関する検討会」を立ち上げ、私立学校法に位置づけられる新しい学校法人会計基準（以下「新学校法人会計基準」という。）の在り方について、令和5年6月以降、全8回にわたって検討を行った。（参考資料3、4、5）本報告書は、当検討会での検討結果をとりまとめたものである。
- 令和7年度決算から新学校法人会計基準が適用されることを前提とすると、改正から施行までは1年程度となり、学校法人の準備期間を十分に確保する点から、大幅な取り扱いの変更は困難であることも踏まえて検討が必要であることから、検討する改正内容は、改正後の私立学校法の施行のために最低限必要な内容とした。

第2 学校法人の財務報告に関する基本的な考え方

1. 制度の設計理念・組織目的

- 私立学校は、独自の建学の精神に基づく個性豊かな教育研究を行う機関として発展し、我が国の学校教育において大きな役割を果たしている。私立学校を支える制度は、私立学校法に基づく我が国独自の学校法人制度を基盤としており、私立学校の特性に鑑み、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ることを目的としている。このような学校法人制度は、公教育を担うにふさわしい公共性・公益性を担保する制度であると同時に、学校法人のもつ多様性¹を尊重する柔軟性をもった制度となっている。

2. 制度創設時からの環境の変化

(1) 多様なステークホルダーの重要性の増加

- 学校法人制度創設以来 70 年以上が経過し、社会・経済状況は大きく変化している。少子化などにより私立学校を取り巻く経営環境の変化が見られる中で、各学校法人は情報公開の推進や財源の多様化を図りながら環境変化に対応してきた。今日の学校法人は、多様なステークホルダーとの信頼関係を深め、そのニーズを反映しつつ、健全な経営を実現し、組織目的を実現することが求められている。また、設置学校の教育研究・社会連携等の活動が拡大した大規模な学校法人においては、広くステークホルダーとの対話により公共性を維持し、業務執行機関のけん制を行うという構造(学校法人の現代的なガバナンス構造²)も望まれてくる。
- ステークホルダーとの対話を確実に行うために、説明責任を果たす手段としての学校法人会計基準及びそれに基づく計算書類は、所轄庁以外のステークホルダーにもより分かり

¹ 学校法人制度は、文部科学大臣所轄法人、都道府県知事所轄法人（準学校法人を含む）を包含する包括的な制度である。大規模な法人から極めて小規模な法人、あるいは特定の教育ニーズに対応する学校法人など多様な学校法人が存在する。

² (参考)「学校法人制度改革の具体的方策について」(令和4年3月29日 大学設置・学校法人審議会学校法人分科会学校法人制度改革特別委員会) P 3

「ガバナンスの観点から考えると、学校法人が制度的に財団法人に由来している点において、持分権者を起点としたガバナンスが期待できないため、建学の精神を維持する寄附行為の番人として、評議員会が業務執行機関をけん制できる構造(学校法人の伝統的なガバナンス構造)を形成しておく必要がある。また、設置学校の教育研究・社会連携等の活動が拡大すると、広くステークホルダーとの対話により公共性を維持し、業務執行機関のけん制を行うという構造(学校法人の現代的なガバナンス構造)が望まれてくる。そして、いずれの構造であれ、建学の精神や設置する私立学校の存在意義が顧みられなかったり、特定の利害関係に偏って意図的に支配されたりする状況は、避けなければならない。」

やすい形となるよう改善を図る必要が生じている。

(2) 学校法人のガバナンス強化の要請

- 税制優遇や私学助成、幼児教育・高等教育の無償化等の進展によって、これらにふさわしい学校法人のガバナンス構造について社会的な信頼を確保すべき要請が強まっている。ガバナンスにおいて重要な理事会・評議員会による監督機能の発揮を担保するためには、財務状況や教育研究・社会連携等の活動による成果を適切な形で報告する仕組みが不可欠である。さらに、情報開示義務によるガバナンスが実効性あるものとなるよう、これらの情報の公開の在り方を改善する必要が生じている。なお、営利企業の成果情報の多くは、売上高、利益額等といった財務情報によって提供されるのに対し、学校法人の場合、財務情報だけでは成果情報が提供されない。成果情報には、質の高い教育研究活動等が行われたかという点に着目した情報（非財務情報）が含まれる点にも留意が必要である。

(3) 経営力強化の必要性の増加

- 学校法人の目的や建学の精神を実現するためには、安定した財務基盤を確保することが重要である。そのためには、経営環境の変化に対応できるよう、財務的な管理をより強化することが求められており、学校法人会計基準及びそれに基づく計算書類は、運営者の経営判断に一層資するものとすることが望まれている。

3. 私立学校法改正に伴う会計基準の位置づけの変化

- 現行の私立学校法においては財産目録、計算書類の備置き、閲覧、公表について、全ての学校法人が在学者その他の利害関係人³からの請求に応じてこれら書類を閲覧させることが義務付けられているほか、大臣所轄学校法人に対してはインターネットによる公表を求

³ (参考)「平成 16 年 9 月「改正私立学校法 Q&A」」

「利害関係人の範囲は、在学者をはじめ、学校法人との間で法律上の権利義務関係を有する者を指すものであり、具体的には、例えば①当該学校法人の設置する私立学校に在学する学生生徒やその保護者、②当該学校法人と雇用契約にある者、③当該学校法人に対する債権者、抵当権者等とされる。」

「逐条解説私立学校法三訂版、松坂浩史、P462、令和 2 年」

「利害関係人とは、学校法人との契約関係など法律上の権利義務関係を有している者であり、具体的には在学生や在学生の保護者、職員、債権者などが想定される」

資料 5

めている。学校法人は高い公共性が求められることから、在学生や保護者をはじめとする利害関係人、さらには広く社会一般に対して積極的に情報公開に努めることが求められており、透明性を高め、適正な管理運営を期する趣旨である。ただし、現行の計算書類は私立学校振興助成法を根拠とした学校法人会計基準に基づいて作成されており、これら書類は補助金交付の観点からの表示であることを前提としている。

- 今般、学校法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、我が国の公教育を支える私立学校が、社会の信頼を得て、一層発展していくため、社会の要請に応え得る実効性のあるガバナンス改革を推進するため、私立学校法の改正が令和5年通常国会で可決された。
- 令和5年度の改正私立学校法においては、学校法人会計基準に基づき会計処理を行うことが明記され、ガバナンス強化の観点から、学校法人会計基準の根拠が私立学校法に位置づけられることを受け、ステークホルダーへの情報開示を目的とする基準として整備することが必要となった。
- また、各会計年度に係る計算書類、附属明細書及び財産目録は備置き及び閲覧の対象となり、特に社会的影響の大きさや高等教育機関であること等を考慮し文部科学大臣所轄学校法人等は何人も閲覧請求が可能とされ、インターネットによる公表を求める特例規定が定められている。その他の学校法人は利害関係人及び債権者に閲覧請求権があり、公表については努力義務とされる。

	文部科学大臣所轄学校法人等			その他の学校法人		
	備置き (※1)	閲覧 (※2)	公表	備置き (※1)	閲覧 (※3)	公表
計算書類	○	○	○	○	△	努力義務
事業報告書	○	○	○	○	△	努力義務
附属明細書	○	○	○	○	△	努力義務
監査報告	○	○	○	○	△	努力義務
会計監査報告	○	○	○	○	△	努力義務
財産目録	○	○	○	○	△	努力義務

※1 定時評議員会の日の一週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置く（改正私立学校法第106条第1項）

従たる事務所には、写しを3年間備え置く（改正私立学校法第106条第2項）

ただし計算書類等、監査報告を電磁的記録で作成し、閲覧請求に応ずる措置として文部科学省令で定めるものをとっている場合を除く

- ※2 何人も、学校法人の業務時間内は、いつでも、閲覧請求等をすることができる。この場合においては、当該学校法人は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。
(改正私立学校法第106条第3項1号～3号、同第149条第1項)

- ※3 利害関係人及び債権者は、学校法人の業務時間内は、いつでも、閲覧請求等 (改正私立学校法第106条第3項1号～3号) をすることができる。この場合においては、当該学校法人は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。(改正私立学校法第106条第3項、第4項)

4. 改正私立学校法が想定するステークホルダー

- これまで、利害関係人については、学校法人との間で法律上の権利義務関係を前提として、学生生徒やその保護者、職員、当該学校法人に対する債権者等が想定されていた²。一方で、学校法人制度の理念や目的、教育研究・社会連携等の活動が複雑化する現状等を考慮すれば、改正私立学校法が想定するステークホルダーは、従来の利害関係人の範囲にとどまらず、寄付者や産業界等、その範囲は広範にわたるものと解すべきである⁴。

【改正私立学校法が想定するステークホルダーの例（太字は従来の「利害関係人」）】

学生・生徒・児童・幼児（「学生等」という。以下同じ。）・保護者等、卒業生、入学予定者、運営者、教職員等、債権者、寄付者、産業界等、所轄庁、日本私立学校振興・共済事業団、評価機関等

5. 財務報告の目的・機能

- 「非営利組織における財務報告の検討～財務報告の基礎概念・モデル会計基準の提案～」

⁴ (参考)「学校法人のガバナンスの発揮に向けた今後の取組の基本的な方向性について」(令和3年3月19日 学校法人のガバナンスに関する有識者会議) P9

「設置する学校・学部等に価値を見出し、資源の投入と価値の創出を求めるステークホルダーを時間軸で捉えれば、過去の接点からは設立者・寄附者や卒業生が該当し、現在の接点からは在校生・教職員や保護者・寄附者、産業界・学界・地域社会が該当する。そして、未来への先行投資という教育研究の性質を踏まえたステークホルダーの時間的・空間的な広がりを想定することが求められる。」

(令和元年 7 月 18 日日本公認会計士協会)において、財務報告利用者のニーズに応え得る会計枠組みを構築するためには、「「誰のため」の「どのような目的」の会計とするのか、そして、そのような会計は「どのような情報を提供すべきか」といった基本的な概念が明確になり、そのような概念を基礎とした会計基準が不可欠である」と提言されている。また、「特に高い公益性を求められる非営利組織の会計には、所轄官庁が法定の指導・監督を実施する上で必要な情報を提供することはもちろん、当該組織の財政的な健全性を担保するための社会的インフラとしての役割を果たすことも期待される。このような特定の専門的ニーズと一般の情報利用者ニーズとを、どのように同時実現していくかもまた、非営利組織の会計を考える上で重要な視点である。」とも指摘されている。

- 学校法人に関する財務情報の利用目的を考えると、利害関係人である学生等・保護者等は、特に、学校法人が継続的に教育研究・社会連携等の活動を行うことができるか、学校法人が保有する資産を効果的かつ効率的に活用し、質の高い教育研究・社会連携等の活動を行っているかに关心があると考えられる。また、資源提供者⁵の観点では、債権の回収可能性や経営状態の健全性、資源の提供目的に沿った教育研究・社会連携等の活動により価値の創造・向上が期待されるかといった点に关心があると考えられる。所轄官庁にとっては、教育研究・社会連携等の活動の継続可能性を把握するための基本的な情報となる。
- そして、私立学校が我が国の教育制度の一端を担っている「公の性質」を有する学校であるという側面からは、私立学校が社会の信頼を得て今後も持続可能な発展を遂げるため、社会の要請に応えつつ、学校法人自らが主体性を持って実効性のあるガバナンス改革を推

⁵ (参考) 「非営利組織における財務報告の検討～財務報告の基礎概念・モデル会計基準の提案～」(令和元年 7 月 18 日日本公認会計士協会) P3、14

「そもそも、営利を目的としているか否かを問わず、いかなる組織も、資源提供者及び債権者に対する受託者責任を負っている。したがって、適正な財務報告を作成することによって、利害関係者に対する説明責任を果たすことが求められる。また、社会的責任を果たし、持続的に経営を進め、それによってその目的を達成するためには、基本的な財務規律を構築する必要がある。組織の規模やステークホルダ一構造によって、求められる責任の大小や規律の厳格さ及び複雑性は異なるが、説明責任と財務規律が必要であることそれ自体は異なる。また、こうした責任を果たして行くことによって、組織に対する信頼を高め、経営に必要な財務その他の資源（資金、人材など）を確保して行く上での基礎となる。」

「(5) 財務報告の目的

本検討では、非営利組織の財務報告においては、資源提供者及び債権者に代表されるステークホルダーの意思決定に有用な情報を提供することと併せて、非営利組織に提供された資源を、どのように利用したかについての説明責任を果たすことも目的となると位置付けた。財務報告によって提供される情報は、資源提供者による提供先の選択等の意思決定に影響を及ぼす。また、資源提供者が組織における提供資源の利用状況を確認し、その妥当性を評価するための材料にもなる。非営利組織がその資源の利用状況について説明責任を果たすことは、資源提供者が自らの監督機能を發揮する上での重要な前提であるといえる。」

資料 5

進し、透明性を確保することにより、私立学校の公共性等をさらに高めることが期待され
ており、改正私立学校法にもその趣旨が反映されている。

- 以上を踏まえ、学校法人の財務報告は、上記のステークホルダーの中でも特に「在学者そ
の他の利害関係人」の情報のニーズを満たすほか、資源提供者などの意思決定に資する情
報提供、そして、情報開示を通じて学校法人が社会への説明責任を果たす機能を有するも
のと考えられる。また、学校法人が適正な財務情報を開示することで、基本的な財務規律
の構築にも資するものである。

第3 新学校法人会計基準の内容等

1. 計算書類・附属明細書の体系について（参考資料1）

<ポイント>

- 計算書類の体系は以下のとおりとする。
 - ・資金収支計算書（参考資料2 様式1）
 - ・活動区分資金収支計算書（参考資料2 様式2）
 - ・事業活動収支計算書（参考資料2 様式3）
 - ・貸借対照表（参考資料2 様式4）
 - ・附属明細書（参考資料2 様式6～8）
 - 基本的には、資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表については、現在の表示方法を維持する。
 - 現行の資金収支内訳表、人件費支出内訳表、事業活動収支内訳表（以下、「内訳表」）は、補助金の配分の基礎としての要請から作成されているものであり、開示を前提とした基準にはなじまないため、計算書からは除き、部門別の情報としてセグメント情報を表示するものとする。
 - 附属明細書の内容は、以下のとおりとする。
 - ・固定資産明細書（参考資料2 様式6）
 - ・借入金明細書（参考資料2 様式7）
 - ・基本金明細書（参考資料2 様式8）
-
- 現行の学校法人会計基準は、これまでも外部報告を目的とする観点からの改正が行われてきたこと、また、広く学校法人の会計実務に定着しているものであることを踏まえれば、現行の基準を基本としつつ、取引先等の利害関係者にとって著しく不利益となる項目等、開示に適さない部分について検討を行った。
-
- （1） 資金収支計算書（活動区分資金収支計算書含む）、事業活動収支計算書、貸借対照表について
- 現行の資金収支計算書は、会計年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出の内容並びに当該会計年度における支払資金（現金及びいつでも引き出すことができる預貯金をいう。）

の収入及び支出のてん末を明らかにすることを目的とする書類である（学校法人会計基準第6条）。

- また、現行の活動区分資金収支計算書は、活動区別に資金の流れを把握することの重要性から、学校法人の特質を勘案した活動区分として、“教育研究事業活動”、“施設等整備活動”、“財務活動”に区分する書類である。近年の施設設備の高度化、資金調達や運用の多様化など、本業の事業活動以外の活動が増加しているとともに、私立学校を取り巻く経営環境が悪化する中で、学校法人の財政及び経営の状況への社会的な関心が高まっていること、建学の精神に基づき形作られている学園の一員である在学生に対し、その精神に基づく教育が提供され続けていくためにどのように取り組みがなされているのかについて、財務的な観点からもわかりやすく把握できるようにすることから、平成25年度の学校法人会計基準改正により新設された書類である。
- 現行の事業活動収支計算書は、会計年度の諸活動に対応する事業活動収入及び事業活動支出の内容を明らかにするとともに、基本金組入額を控除した当該会計年度の諸活動に対応する全ての事業活動収入及び事業活動支出の均衡の状態を明らかにすることを目的とする書類である（「学校法人会計基準第15条」）。
- 現行の貸借対照表は、会計年度末時点における学校法人の資産、負債及び純資産を表示し、学校法人の財政状態を明らかにする書類である。
- 資金収支計算書及び当該計算書に基づき作成する活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書並びに貸借対照表については、これまで外部報告を目的とする観点からの改正が行われてきたことから、改正私立学校法に基づく計算書類として位置づけることが適当である。

（2）内訳表について

- 現行の内訳表は「国または地方公共団体において、私立学校に対する経常費補助の効果を具体的に把握し、教育活動の実態に即した有効適切な振興策策定のための資料が得られるようすること」を主たる目的として作成されており、「学校法人がその諸活動に係る予算の編成・管理のため予算単位ごとに行う部門計算とは異なるもので、これと直接の関連を

有するものではない」とされており⁶、経常費補助金算定の基礎という性質が強い書類である。

- また、内訳表の部門別の計上方法については、文部科学省通知⁷で定められているが、詳細なルールは定められておらず、人件費については、経常費補助金算定上の必要から、按分等は行わず、発令の内容や主たる勤務部門により計上することを求めており、必ずしも部門別の教育研究コストの実態を表すものとはなっていないと考えられる。
- このため、内訳表については、必ずしも部門別の教育研究コストの実態を表すものとはなっていないことから、開示対象とする書類としては適当とは言えず、私立学校法に基づく計算書類からは除き、部門別の情報として、後述する「セグメント情報」を表示するものとする。
- (私学助成との関係について調整の上、記載予定)

(3) 附属明細表について

- 現行の附属明細表は、貸借対照表の附属明細表としての位置づけとなっている。貸借対照表は期末時における資産・負債・純資産の一覧表にすぎず、その構成に重要な位置を占める固定資産、借入金及び基本金について、期末時における貸借対照表記載額の明細（ストック情報）だけでなく、期首時から期末時までの経過（フロー情報）を明らかにする意図を持つ。
- 私立学校法では「附属明細書」（第103条第2項等）となっているが、現行の学校法人会計基準第4条第3号では「○○明細表」と呼ばれてきた。この度、従来の附属明細表を附属明細書に位置づけるにあたり、名称は「○○明細書」で統一する。
- このため、現行の明細表から開示に適さない情報について様式を変更した上で、附属明細書に位置づける。（参考資料2 様式6～8）

⁶ 「資金収支内訳表について（通知）」（昭和47年4月26日文管振第93号）

⁷ 「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について（通知）」（昭和55年11月4日文管企第250号）

2. 附属明細書の内容について

<ポイント>

(固定資産明細書) (参考資料2 様式6)

- 固定資産明細書の様式については、現行のままとする。
- 増減理由の記載判断基準については、3,000万円の閾値を削除し「贈与、災害による廃棄その他特殊な事由」又は「同一科目について総資産の1%」を基準とする。

(借入金明細書) (参考資料2 様式7)

- 借入先については、金融機関の種類 (ex. 公的金融機関、市中金融機関、その他) とし、個別の金融機関名を開示しない。
- 記載項目については、期首残高、当期増加額、当期減少額、期末残高、返済期限、摘要 (資金使途等) とする。

(基本金明細書) (参考資料2 様式8)

- 第1号基本金について増減項目を簡素化する。法人合計での「土地」「建物」「構築物」等の貸借対照表小科目項目とし、その詳細について記載することまでは求めないものとする。
- 第2号基本金、第3号基本金及び第4号基本金については現行のままとする。
- 基本金組入／取崩の計算過程を明示するため、基本金各号の基本金毎に、「組入対象額」と「取崩対象額」の行を加え、差し引きで「当期組入額 (又は当期取崩額)」を記載する様式とする。
- 第2号基本金の組入れに係る計画表及び第3号基本金の組入れに係る計画表については、明細書として作成を要しないこととする。

(1) 固定資産明細書 (参考資料2 様式6)

- 現行の固定資産明細表は、貸借対照表に記載されている固定資産の科目ごとに、その増加、減少及び残高並びに増加、減少の事由を明らかにする書類である。様式については、開示に適さない項目はなく、現行の明細表を引き継ぐ。
- 現行の固定資産明細表の摘要欄には「贈与、災害による廃棄その他特殊な事由による増加若しくは減少があった場合又は同一科目について資産総額の1/100に相当する金額(その額が3,000万円を超える場合には、3,000万円)を超える額の増加若しくは減少があった場合には、それぞれその事由を摘要の欄に記載することとされている。

資料 5

- 現行の摘要欄記載基準において「その額が 3,000 万円を超える場合には、3,000 万円」とされている金額基準は昭和 40 年代の物価を参考に設定していると考えられ、現在との物価水準とは異なる基準となっている。現行の基準では、資産総額の 1/100 と 3,000 万円の小さい方が記載基準となることから、資産総額が 30 億円を超える法人にとっては、資産総額の 1/100 に満たない資産の増減を記載することとなっている。
- 法人規模に関わらず、公平性のある閾値の基準は資産総額比率による基準である。また、金額基準に物価水準を反映するとしても、どの時点でどの程度の変動があった場合に、改訂するかという改訂基準の設定が困難である。
- このため、金額基準は削除し、「贈与、災害による廃棄その他特殊な事由による増加若しくは減少があった場合又は同一科目について資産総額の 1/100 に相当する金額を超える額の増加若しくは減少があった場合には、それぞれその事由を摘要の欄に記載することとする。」こととする。

(2) 借入金明細書（参考資料 2 様式 7）

- 現行の借入金明細表は貸借対照表に記載された長期借入金及び短期借入金について、借入先ごとにその増加、減少及び残高並びに利率、返済期限、使途及び担保物件の種類を明らかにする書類である。
- 現行様式の記載事項のうち、借入先については、どのような種類の金融機関から資金調達を行っているのか、種類別での記載は学校法人の資金繰りやリスクを判断するうえで重要な情報である。
- 一方、個々の借入金融機関名、利率については、地域によっては取引先の金融機関にとって、同業他社に知られたくない営業情報が含まれるおそれがあり、公開情報として適当でない。利率については、平均利率を記載する方法も考えられるが、借入金が 1 種類のみの場合は実質的に個別の利率情報を記載することとなる。
- このため、借入先については、金融機関の種類（公的金融機関、市中金融機関、その他）とし、個別の金融機関名を開示しない。
- 「当期増加額」「当期減少額」の項目は、年間の増減総額を記載することから、期中に短期借入を繰り返している場合、当期増加額と当期減少額が資金繰りの実態と比較して大きく

なり、読み手にミスリードを与えるおそれがある。

- この点、借入フローを表す明細表であれば、当期増加額と当期減少額の記載がある方が適当であること、当期増減があることで、法人の資金繰り情報が分かること、資金収支計算書と連動した項目であることを鑑み、欄を設ける。
- このため、記載項目については、期首残高、当期増加額、当期減少額、期末残高、返済期限、摘要（資金使途等）とする。

（3） 基本金明細書（参考資料2 様式8）

- 公教育を担う学校法人として、それぞれの建学の精神に基づく各学校法人の継続的な運営を可能にする観点から、校地・校舎等学校法人が諸活動を実施する上で必要な資産を自己資金で維持するための制度として、基本金制度が設けられている。基本金制度は、改正後の学校法人会計基準においても、学校法人の健全性を維持する上で有効な仕組みであるため、更なる明解性を確保しつつ基本的な考え方代わりはない。
- 現行の基本金明細表の様式は、基本金各号（第1号基本金、第2号基本金、第3号基本金、第4号基本金）の基本金毎に、「要組入高」「組入高」「未組入高」の増減の状況、事由及び残高等を明らかにする書類である。
- 「基本金の組入額及び取崩額の計算は、現行基準第30条第1項各号の基本金毎に、組入れの対象となる金額が取崩しの対象となる金額を超える場合には、その超える金額を基本金の組入額として取り扱うものとし、また、取崩しの対象となる金額が組入れの対象となる金額を超える場合には、その超える金額を基本金の取崩額として取り扱うものとすること。ただし、第2号基本金を第1号基本金に振り替える場合には、この計算に含めないこと。」とする平成17年5月13日17高私参第1号「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）」にて示された考え方を正確に表していない。このため、基本金組入／取崩の計算過程を明示するため、基本金各号の基本金毎に、「組入対象額」と「取崩対象額」の行を加え、差し引きで「当期組入額（又は当期取崩額）」を記載する様式とする。
- また、現行の基本金明細表において、組入れ及び取崩しの原因となる事実を記載する基準は「当期組入れの原因となる事実に係る金額の合計額が前期繰越高の100分の1に相当する金額（その金額が、3,000万円を超える場合には、3,000万円）を超えない場合には、資

資料 5

産の種類等により一括して記載することができる」とされ、前期繰越高の 100 分の 1 又は 3,000 万円の小さい額を基準として、これを超える増減事由について記載している。

- この点、細かすぎる情報は一般の開示資料として分かりにくく、開示に適さないと考えられる。ただし、基本金制度は学校法人の根幹をなす制度であり、少なくとも組入対象資産及び取崩対象資産の科目の開示は必要である。
- このため、法人合計での「土地」「建物」「構築物」等の貸借対照表小科目項目とし、その詳細について記載することまでは求めないものとする。
- 第 2 号基本金、第 3 号基本金及び第 4 号基本金については現行のままとする。
- 第 2 号基本金の組入れに係る計画表及び第 3 号基本金の組入れに係る計画表については、将来の設備投資計画等の情報や理事会決定情報等が記載され、そのまま開示されると競争上不利益が生じるおそれがある。
- このため、第 2 号基本金の組入れに係る計画表及び第 3 号基本金の組入れに係る計画表については明細書として作成を要しないこととする。

3. 注記事項の充実について（参考資料 2 様式 5）

（1）注記の記載場所と項目

<ポイント>

- 新学校法人会計基準では「注記」の節を設け、計算書類の末尾に記載することを明示する。
- 貸借対照表の様式から脚注を削除する（注記記載例は別途通知等で定める）。
- 注記すべき項目として以下の内容を追加する。
 - ・重要な偶発債務
 - ・関連当事者との取引の内容に関する事項
 - ・重要な後発事象

- 現行の学校法人会計基準では、注記の記載方法について、「第 3 節 貸借対照表の記載方法等」のセクションにおいて「計算書類の末尾に記載する」と規定されている（学校法人会計基準第 34 条）。一方、学校法人会計基準第七号様式では、貸借対照表の脚注に記載され

る形で記載されており、違和感がある。

- このため、計算書類の末尾に記載することを明示するため、新学校法人会計基準においては「注記」の節を設けたうえで、貸借対照表の様式から脚注を削除することが望ましい。
- 併せて、他の非営利法人の基準や学校法人の経営環境等を踏まえ、「重要な偶発債務」「関連当事者との取引の内容に関する事項」「重要な後発事象」に関する注記事項を基準上明記することが望ましい。

(2) セグメント情報の在り方について

<ポイント>

- 注記事項に「セグメント情報」を追加する。
 - (セグメント区分)
 - 各学校法人等の業務内容等に応じた適切な区分に基づき、事業活動収支計算書のセグメント別の明細を表示する。ただし、以下に掲げる区分に基づくセグメント情報については、全ての学校法人等において共通に表示する。
 - ① 私立大学（短期大学を含む）、私立高等専門学校
 - ② ①以外の私立学校（高等学校、中学校、小学校、幼稚園）、私立専修学校及び私立各種学校
 - ③ 病院
 - ④ その他（学校法人部門、病院以外の附属施設、保育所、学校法人共通）
 - (配分基準)
 - 原則的な配分基準として「経済実態をより適切に表す配分基準」を採用することとしつつ、例外的な配分基準として、現行の「資金収支内訳表の配分基準」を採用し、その旨注記する。
 - 但し、原則的な配分基準の策定は技術的な困難があり、当分の間は、例外的に現行の「資金収支内訳表の配分基準」を採用する。
 - 当分の間の限定的な取扱いとして、セグメント区分の①、③を集約可能とする。

(開示科目)

- 「教育活動収入計」「教育活動支出計」「教育活動収支差額」「教育活動外収支差額」「経常収支差額」「特別収支差額」「基本金組入額当年度収支差額」「基本金組入額合計」「当年度収支差額」を開示する

ア 概要と視点

- 大学設置・学校法人審議会学校法人分科会 学校法人制度改革特別委員会による「学校法人制度改革の具体的方策について」(令和4年3月29日)において、「計算書類においては、セグメント(学校、附属施設等の部門)別の情報を表示していく方向で検討すべきである。」とされている。この点、セグメント別的情報(以下「セグメント情報」)に類するものとして現行の学校法人会計基準に基づいて作成される収支計算書の内訳表があることから、セグメント情報の様式の検討にあたっては、当該内訳表を参考とした。
- なお、これらの内訳表について、既に約20%の学校法人において各法人のホームページに開示している⁸現状も検討の際に参考とした。

イ セグメント区分方法の考え方と具体的内容

- 学校法人のセグメント区分方法を検討するため、前提として学校法人の事業の特徴を整理した。

【学校法人の特徴】

- 学校法人は教育研究事業を主たる事業とするほか、一定の事業規模の範囲内で教育事業に付随して行われる事業(付随事業)及び収益事業を行うことができる。
- 学校会計は教育研究事業、付隨事業の会計であり、収益事業は別会計となる。
- 保育事業は付隨事業に含むが、他の付隨事業と異なり、資金収支内訳表においては独立区分を設けることとされる。
- 一定の学部学科においては附属施設(附属病院、農場、演習林等)の設置義務がある。附属施設にかかる会計も学校会計に含まれる。
- 大学、短期大学、高等専門学校は、高等教育機関として長期的かつ安定的な運営が特に求められるとともに、基本的には全国を対象に学生募集を行うことから、ステークホルダーが特に広範にわたる。

⁸ 日本私立学校振興・共済事業団「令和3年度学校法人のガバナンス体制に関するアンケート」報告(令和4年9月)P141

資料 5

- それ以外の学校等である高等学校、中学校、小学校、幼稚園、専修学校、各種学校は、中高一貫校等の形態や地域性等の観点から、学校ごとに区分することが困難なケースも少なからず想定される。
 - 病院は、附属施設の中でも財務規模が大きく、活動に診療行為を含みステークホルダーの範囲に特徴がある。
- 学校法人の特徴を踏まえ、セグメント区分方法の考え方については、拠点区分別（設置学校・附属施設別）を採用する。
- 具体的なセグメントについては、各学校法人の業務内容等に応じた適切な区分に基づき表示する。ただし、以下に掲げる区分に基づくセグメント情報については、全ての学校法人において共通に表示する。
- ① 私立大学（短期大学を含む）、私立高等専門学校
 - ② ①以外の私立学校（高等学校、中学校、小学校、幼稚園）、私立専修学校及び私立各種学校
 - ③ 病院
 - ④ その他（学校法人部門、病院以外の附属施設、保育所、学校法人共通）
- ただし、上記②については、複数ある場合、それらの一部又は全部を一括して一つのセグメントとすることができます（上記③についても同様とする）
- 「その他」の区分は、上記第2 3. (2) イ①②③いずれにも該当しない収支を計上する。この場合、「その他」に含まれる主要な事業等の内容について注記する。ただし、「その他」の区分のうち、法人の判断により独立して表示することができる。
- 「学校法人共通」の区分を設け、法人事務局における収支のほか、学校等の各セグメントに配分しなかった収支を計上することができる。
- 表示すべきセグメントが「その他」以外に一のみの法人については、その旨を注記した上で、セグメント情報の開示を省略できる。
(例：設置学校が1つの大学のみで病院がない場合、幼稚園と保育所のみの場合等)
- 学校法人の財務報告の趣旨に鑑み、上記①～④に加えて、詳細なセグメントを設定し開示することは妨げられるものではなく、むしろ、学校法人の財務報告の趣旨に鑑み、各法人

がそれぞれ適切と考えるセグメントを設定し、積極的に開示することが望まれる。

ウ 測定方法（配分基準）

- セグメント情報の開示に際しては、学校法人の経済の実態を反映したものとすることが望ましい。
- 現行の資金収支内訳表の配分基準は、人件費支出についてどの部門等の教職員として発令されているかにより計上することとされている等により、学校法人の経済の実態を必ずしも表しているとは言えず、ステークホルダーに対して開示する情報として不適当であるため、按分する基準として、現行の資金収支内訳表作成の配分基準とは別に、経済の実態をより適切に表す配分基準が必要である。
- 一方で、経常費補助金を受ける学校法人は、改正私立学校振興助成法施行後も、各収支内訳表を作成する必要がある。
- 計算書類でセグメント情報の記載を求めた場合、私立学校法に基づきセグメント情報を、私立学校振興助成法に基づき収支内訳表を作成することとなり、似たような書類を 2 つ作る重複感が生じる課題がある。
- セグメント情報のために学校法人の「経済の実態をより適切に表す配分基準」の策定を義務づけると、1 つの共通経費を 2 種類の基準で 2 回按分作業を行うこととなり、事務の負担が増加するデメリットがある。
- そこで、原則的な配分基準として「経済実態をより適切に表す配分基準」を採用することとしつつ、学校法人の判断で例外的な配分基準として、現行の「資金収支内訳表の配分基準」を採用することができる。
- 但し、原則的な配分基準の策定は技術的な困難があり、技術的な困難を解消するための検討が別途必要であり、検討には 1 年程度を要すると見込まれることから、当分の間は、例外的に現行の「資金収支内訳表の配分基準」を採用する。
- 当分の間の限定的な取扱いとして、第 2 3. (2) イの①、③を集約可能とし、原則的な配分基準が策定できた段階で第 2 3. (2) イに示したセグメント区分に移行する。
- 収入又は支出の配分方法等については、継続性が維持されるように配慮する必要があるとともに、配分方法等を変更した場合には、その旨や変更の理由等を注記することが適当で

ある。

エ 開示科目

- 長期的かつ安定的な運営状況を表す項目として、短期的な収支均衡及び長期的な収支均衡を表す収支差額を開示することが適当である。そのため、事業活動収支計算書の科目を表示することが適当である。
- 「教育活動収入計」「教育活動支出計」「教育活動収支差額」「教育活動外収支差額」「経常収支差額」「特別収支差額」「基本金組入額当年度収支差額」「基本金組入額合計」「当年度収支差額」を開示する。

(3) 子法人の注記

- ...

4. 財産目録について（参考資料2 様式9）

<ポイント>

- 学校法人会計基準の一項目として、財産目録の作成基準を定める。
- 財産目録は学校法人全体の財産の状況を示す。
- 貸借対照表（収益事業に係る貸借対照表を含む）に含まれる資産及び負債の明細等について表示する。
- 以上の情報を開示する目的で毎会計年度作成する。
- 資産側に「収益事業用財産」、負債側に「収益事業用負債」の区分を設け、資産・負債とともに収益事業を区分する様式とする。
- 収益事業元入金は、相殺対象となる収益事業の純資産が財産目録に表示されないものの、元入金と相殺したとみなし、財産目録には収益事業元入金を記載しない。
- 資金貸付等、それぞれの資産・負債に表れる債権・債務にかかる内部取引については、相殺消去し、財産目録には資産・負債ともに記載しない。

(1) 改正私立学校法に伴う財産目録作成に関する基準の必要性と内容

- 現行の私立学校法において、財産目録に関して作成と備置きについて規定されているが、

財産目録は計算書類の体系外であることから、その様式については法令上の定めがなく、私立学校法上の資産区分（基本財産、運用財産）や貸借対照表、様式参考例⁹等を参考に、各学校法人がそれぞれの工夫により作成していた。

- 今般の私立学校法改正により、財産目録が監査及び開示対象書類となり（改正私立学校法第 86 条第 1 項、第 107 条第 1 項）、監査と開示を前提とした統一した作成基準の整備が必要となった。財産目録は学校法人全体の財産の状況を示す書類であることから、作成時点の財産や負債の内訳・金額を一覧で示す必要がある。
- 様式参考例は情報公表を前提に作成されており、改正私立学校法の趣旨に沿うものであるため、様式参考例をベースに以下のような内容を作成基準として示すことが適当と考えられる。

(内 容)

- ・財産目録は学校法人全体の財産の状況を示す。
- ・改正私立学校法第 17 条において学校法人が有しなければならないとされている、以下財産の状況を示すことに加え、収益事業を設けている場合は当該事業に必要な財産の状況を示す。
 - (1) その設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金（改正私立学校法第 17 条第 1 項）
 - (2) その設置する私立学校の経営に必要な財産（改正私立学校法第 17 条第 2 項）
 - (3) 収益を目的とする事業に必要な財産
- ・貸借対照表（収益事業に係る貸借対照表を含む）に含まれる資産及び負債の明細等について表示する。
- ・以上の情報を開示する目的で毎会計年度作成する。

(2) 財産目録の作成基準の位置づけ

- 改正私立学校法においても、財産目録は計算書類の体系外であることに変わらないことから、計算書類の作成基準である学校法人会計基準と、財産目録の作成基準は本来別個のものであるとの意見もあった。
- 一方、財産目録は会計帳簿から導かれる書類ではないものの、記載内容は貸借対照表記載

⁹ 「私立学校法の一部を改正する法律等の施行に伴う財務情報の公開等について（通知）」（平成 16 年 7 月 25 日 文科高第 304 号）

の価額と整合し、貸借対照表の明細としての意味合いも持つ書類となっていることから、既に財産目録の作成、監査制度を導入している公益法人や社会福祉法人では、それぞれ公益法人会計基準、社会福祉法人会計基準において財産目録の作成について規定されている。

- また、財産目録は計算書類と同様に作成、備置き、閲覧および公表義務なし努力義務が定められており、一体的な取り扱いが求められている。
- これらの観点を総合的に考慮し、学校法人会計基準の一項目として、財産目録の作成基準を定めることとする。

(3) 収益事業会計に係る資産・負債の取り扱い

- 財産目録は、当該年度末現在における法人が保有するすべての資産（土地、建物、現金、預金等）及び負債（借入金等）について、法人の財産の状況を明らかにしたものであることから、収益事業会計に係る資産・負債も記載対象とすることが適当である。
- ただし、現行様式例において、資産側は「収益事業用財産」の区分を設けるものの、負債側は収益事業用負債を区分しない様式となっていることから、負債側の区分記載についてどう記載するのか論点となる。
- この点、貸借対照表との整合性を重視すれば、負債側も収益事業用負債を区分することで、一目で貸借対照表と財産目録の整合性が確認でき、明瞭性がある。また、詳細な科目ごとの財務情報が分かり、詳細な分析が可能となる。
- 一方、財産目録の主目的を、改正私立学校法第17条において学校法人が有しなければならないとされている基本財産及び運用財産の状況を示すものとすれば、資産側の区分が重要であり、負債側の区分に重要性が低いとも考えられる。
- 上記を比較検討した結果、資産・負債ともに収益事業用財産、収益事業用負債として区分して記載する様式とすることが適当であるとの結論になった。

(4) 収益事業元入金等、学校法人会計と収益事業会計間での取引の取り扱い

- 財産目録が、収益事業を含む学校法人全体を一体として、法人全体の財産の状況を明らか

にしたものであることを前提とすれば、学校法人会計と収益事業会計の間で資本取引や貸付等の債権・債務取引があるケースでは、1枚の財産目録に「学校会計側の収益事業元入金と、収益事業側の（元入金を財源とした）資産」のように資産が二重計上されるケースや、「学校会計側の貸付金と、収益事業側の借入金」のように債権・債務にかかる内部取引が総額計上されるケースが生じる。

- この点、収益事業元入金は、相殺対象となる収益事業の純資産が財産目録に表示されないものの、元入金と相殺したとみなし、財産目録には収益事業元入金を記載しないことが適当である。
- 資金貸付等、それぞれの資産・負債に表れる債権・債務にかかる内部取引については、相殺消去し、財産目録には資産・負債ともに記載しないことが適当である。

5. 会計基準の特例について

<ポイント>

- 知事所轄法人については、現状の知事所轄学校法人の特例の取扱いを維持する。ただし、大臣所轄学校法人等に区分される知事所轄法人については、特例の対象外とする。
- 準学校法人については、・・・

(1) 大臣所轄学校法人等

- 現行基準では、通常規模が小さい知事所轄法人に対して、事務簡素化のため、「知事所轄学校法人に関する特例」の措置が講じられている。この特例により、知事所轄学校法人は計算書類の一部書類の作成省略や、一部会計処理の適用を除外することができることとされている。
- 会計基準が改正私立学校法に位置づけられたとしても、当該趣旨が変わるものではない。そのため、「知事所轄学校法人に関する特例」は維持する。
- 一方で、改正私立学校法では知事所轄法人のうち、事業規模・区域の基準を満たした法人（以下、「大規模知事所轄学校法人」という）は「大臣所轄学校法人等」として、会計監査人の設置や計算書類等の公表義務等に関して、大臣所轄学校法人と同等の扱いとすることとされた。

- このため、大規模知事所轄学校法人は現行の「知事所轄学校法人に関する特例」の適用対象としないことが適当である。

(2) 準学校法人の特例

...

(3) 会計監査人を任意設置する知事所轄学校法人の特例適用について

...

6. 施行時期

<ポイント>

- 速やかに学校法人会計基準の改正を行った後、1年程度の準備期間を置き、令和7年4月から施行する。
- セグメントの原則的な配分基準として定める「経済実態をより適切に表す配分基準」の検討を速やかに行い、必要な改正を行うとともに、学校法人の準備期間を置き、少なくとも令和8年4月から施行を目指す。

- 今回の報告書に示した改正に対応したシステム変更等を含めた実務への影響が大きいことから、施行までに十分な準備期間を置くべきであり、また改正私立学校法の施行日と整合させるため、令和7年4月から施行することとすべきである。
- また、セグメントの原則的な配分基準として定める「経済実態をより適切に表す配分基準」の検討を速やかに行い、必要な改正を行うとともに、学校法人の準備期間を置き、少なくとも令和8年4月から施行を目指し、文部科学省より通知を発出するものとする。

第4 今後の進め方

1. 今後の進め方

- 学校法人会計基準の改正に伴い、より詳細な取扱いを定める文部科学省の通知の発出、日本公認会計士協会による実務指針の作成、研修会の実施等、施行に当たって学校法人の現場の実務が混乱しないような取組がなされることが重要である。

- なお、私立学校法に基づく会計基準の在り方については、私立学校法施行後も引き続き検討を行い、所要の改正を行っていくことが望ましい。

2. その他の論点

- 今回の検討においては、様々な視点から広く論点が示された。中でも優先度が高い事項については速やかに検討を開始することが適当である。
 - セグメント情報における配分基準（経済の実態をより適切に表す配分基準）
 - 事業活動収支計算書の様式（経年比較）
 - セグメント情報における貸借対照表項目や収益事業、子会社情報の開示
 - 計算書類の簡略化 等

第5 終わりに

- 学校法人会計基準の根拠が新たに私立学校法に位置づけられ、多様なステークホルダーに対する情報開示を主目的とした基準へ変更となる中で、本検討会において、学校法人会計基準の在り方について、学校法人関係者、公認会計士、会計研究者、財界関係者など各界の有識者の参画を得て、慎重に検討が進めてきた。本報告書は検討の成果として、これまで長く学校法人の実務に定着してきた役割を受け継ぎつつ、新たに私立学校法に位置付けられた学校法人会計基準の姿を明らかにするものである。
- 今般、本報告書を踏まえた改正が行われた際には、制定以来 50 年以上を経た学校法人会計基準はステークホルダーへの情報開示を主目的とする新たな段階に移行することとなる。その改正趣旨が、広くかつ速やかに学校法人を始め社会に定着し効果的に活用されるようになることが重要であり、このため、新しい学校法人会計基準の的確かつ円滑な定着に向けて、文部科学省等の行政はもとより、各関係者が相互に協力し努力を重ねていくことが求められる。

第6 参考資料

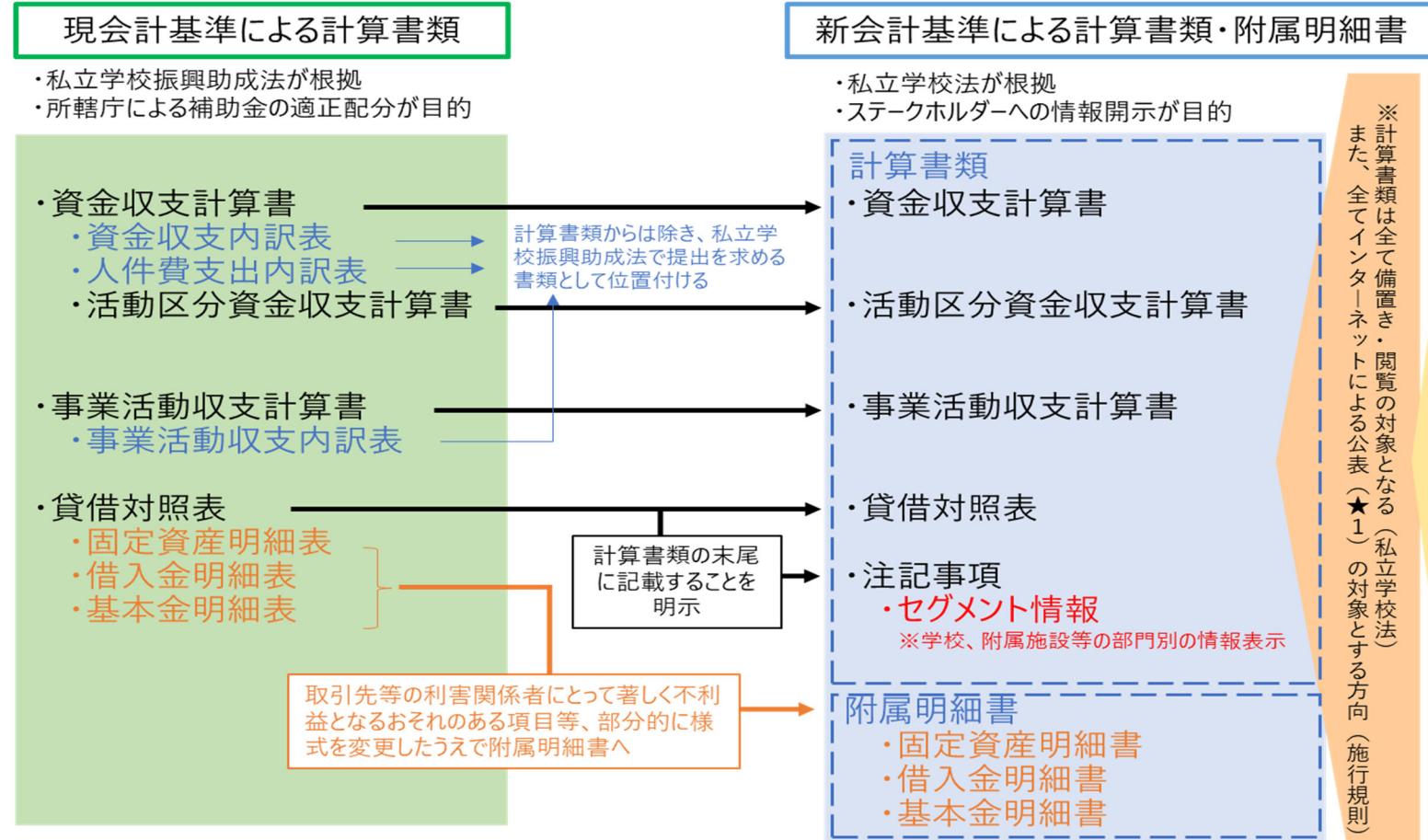
- 1 計算書類の体系イメージ
- 2 計算書類・附属明細書等の様式（案）
 - ・様式1 資金収支計算書
 - ・様式2 活動区分資金収支計算書
 - ・様式3 事業活動収支計算書
 - ・様式4 貸借対照表
 - ・様式5 注記
 - ・様式6 固定資産明細書
 - ・様式7 借入金明細書
 - ・様式8 基本金明細書
 - ・様式9 財産目録
- 3 学校法人会計基準の在り方に関する検討会について
(令和5年5月18日 高等教育局長決定)
- 4 学校法人会計基準の在り方に関する検討会 委員
- 5 審議経過

計算書類の体系イメージ（案）

学校法人会計基準の在り方に関する検討会
第2回 資料4 一部加筆修正

ポイント

- ✓ 情報開示に適さない書類は位置づけや様式を変更。
- ✓ 内訳表を計算書類から除き、代わりにセグメント情報を追加。



計算書類・附属明細書の様式（案）

参考資料2 様式1

資金収支計算書

年月日から

年月日まで

(単位:円)

収入の部		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)
学生生徒等納付金収入				
授業料収入				
入学金収入				
実験実習料収入				
施設設備資金収入				
(何)				
手数料収入				
入学検定料収入				
試験料収入				
証明手数料収入				
(何)				
寄付金収入				
特別寄付金収入				
一般寄付金収入				
補助金収入				
国庫補助金収入				
地方公共団体補助金収入				
(何)				
資産売却収入				
施設売却収入				
設備売却収入				
有価証券売却収入				
(何)				
付随事業・収益事業収入				
補助活動収入				
附属事業収入				
受託事業収入				
収益事業収入				
(何)				
受取利息・配当金収入				
第3号基本金引当特定資産運用収入				
その他の受取利息・配当金収入				
雑収入				
施設設備利用料収入				
廃品売却収入				
(何)				
借入金等収入				
長期借入金収入				
短期借入金収入				
学校債収入				
前受金収入				
授業料前受金収入				
入学金前受金収入				
実験実習料前受金収入				
施設設備資金前受金収入				
(何)				
その他の収入				
第2号基本金引当特定資産取崩収入				
第3号基本金引当特定資産取崩収入				
(何)引当特定資産取崩収入				
前期末未収入金収入				
貸付金回収収入				
預り金受入収入				
(何)				
資金収入調整勘定				
期末未収入金				
前期末前受金				
(何)				
前年度繰越支払資金				
収入の部合計				

支 出 の 部		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)
科	目			
人件費支出				
教員人件費支出				
職員人件費支出				
役員報酬支出				
退職金支出				
(何)				
教育研究経費支出				
消耗品費支出				
光熱水費支出				
旅費交通費支出				
奨学費支出				
(何)				
管理経費支出				
消耗品費支出				
光熱水費支出				
旅費交通費支出				
(何)				
借入金等利息支出				
借入金利息支出				
学校債利息支出				
借入金等返済支出				
借入金返済支出				
学校債返済支出				
施設関係支出				
土地支出				
建物支出				
構築物支出				
建設仮勘定支出				
(何)				
設備関係支出				
教育研究用機器備品支出				
管理用機器備品支出				
図書支出				
車両支出				
ソフトウェア支出				
(何)				
資産運用支出				
有価証券購入支出				
第2号基本金引当特定資産繰入支出				
第3号基本金引当特定資産繰入支出				
(何)引当特定資産繰入支出				
収益事業元入金支出				
(何)				
その他の支出				
貸付金支払支出				
手形債務支払支出				
前期末未払金支払支出				
預り金支払支出				
前払金支払支出				
(何)				
【予備費】				
資金支出調整勘定				
期末未払金				
前期末前払金				
(何)				
翌年度繰越支払資金				
支出の部合計				

活動区分資金収支計算書年月日から
年月日まで

(単位:円)

科 目		金額
教育活動による資金収支	学生生徒等納付金収入	
	手数料収入	
	特別寄付金収入	
	一般寄付金収入	
	経常費等補助金収入	
	付随事業収入	
	雑収入	
	(何)	
	教育活動資金収入計(1)	
施設整備等活動による資金収支	人件費支出	
	教育研究経費支出	
	管理経費支出	
	教育活動資金支出計(2)	
	差引(3) = (1) - (2)	
	調整勘定(4)	
	教育活動資金収支差額(5) = (3) + (4)	
	施設設備寄付金収入	
	施設設備補助金収入	
その他の活動による資金収支	施設設備売却収入	
	第2号基本金引当特定資産取崩収入	
	(何)引当特定資産取崩収入	
	(何)	
	施設整備等活動資金収入計(6)	
	施設関係支出	
	設備関係支出	
	第2号基本金引当特定資産繰入支出	
	(何)引当特定資産繰入支出	
その他の活動による資金収支	(何)	
	施設整備等活動資金支出計(7)	
	差引(8) = (6) - (7)	
	調整勘定等(9)	
	施設整備等活動資金収支差額(10) = (8) + (9)	
	小計(11) = (5) + (10)	
	借入金等収入	
	有価証券売却収入	
	第3号基本金引当特定資産取崩収入	
その他の活動による資金収支	(何)引当特定資産取崩収入	
	(何)	
	小計	
	受取利息・配当金収入	
	収益事業収入	
	(何)	
	その他の活動資金収入計(12)	
	借入金等返済支出	
	有価証券購入支出	
その他の活動による資金収支	第3号基本金引当特定資産繰入支出	
	(何)引当特定資産繰入支出	
	収益事業元入金支出	
	(何)	
	小計	
	借入金等利息支出	
	(何)	
	その他の活動資金支出計(13)	
	差引(14) = (12) - (13)	
	調整勘定等(15)	
	その他の活動資金収支差額(16) = (14) - (15)	
	支払資金の増減額(17) = (11) + (16)	
	前年度繰越支払資金(18)	
	翌年度繰越支払資金(19) = (17) + (18)	

事業活動収支計算書年月日から
年月日まで

(単位:円)

科目	予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)
学生生徒等納付金			
授業料			
入学金			
実験実習料			
施設設備資金			
(何)			
手数料			
入学検定料			
試験料			
証明手数料			
(何)			
寄付金			
特別寄付金			
一般寄付金			
現物寄付			
経常費等補助金			
国庫補助金			
地方公共団体補助金			
(何)			
付隨事業収入			
補助活動収入			
附属事業収入			
受託事業収入			
(何)			
雑収入			
施設設備利用料			
廃品売却収入			
(何)			
教育活動収入計(1)			
人件費			
教員人件費			
職員人件費			
役員報酬			
退職給与引当金繰入額			
退職金			
(何)			
教育研究経費			
消耗品費			
光熱水費			
旅費交通費			
奨学費			
減価償却額			
(何)			
管理経費			
消耗品費			
光熱水費			
旅費交通費			
減価償却額			
(何)			
徵収不能額等			
徵収不能引当金繰入額			
徵収不能額			
教育活動支出計(2)			
教育活動収支差額(3) = (1) - (2)			

資料 5

事業活動収入の部	受取利息・配当金 第3号基本金引当特定資産運用収入			
	その他の受取利息・配当金			
	その他の教育活動外収入			
	収益事業収入 (何)			
	その他の教育活動外収入(4)			
	借入金等利息 借入金利息 学校債利息			
	その他の教育活動外支出 (何)			
	教育活動外支出計(5)			
	教育活動外収支差額(6) = (4) - (5)			
	経常収支差額(7) = (3) + (6)			
特別収支の部	資産売却差額 (何)			
	その他の特別収入 施設設備寄付金 現物寄付 施設設備補助金 過年度修正額 (何)			
	特別収入計(8)			
	資産処分差額 (何)			
	その他の特別支出 災害損失 過年度修正額 (何)			
	特別支出計(9)			
	特別収支差額(10) = (8) - (9)			
	【予備費】(11)			
	基本金組入前当年度収支差額(12) = (7) + (10) - (11)			
	基本金組入額合計(13)			
当年度収支差額(14) = (12) + (13)				
前年度繰越収支差額(15)				
基本金取崩額(16)				
翌年度繰越収支差額(17) = (14) + (15) + (16)				
(参考)				
事業活動収入計(18) = (1) + (4) + (8)				
事業活動支出計(19) = (2) + (5) + (9)				

参考資料2 様式4

貸借対照表
年月日

(単位 円)

資産の部			
科目	当年度末	前年度末	増減
固定資産			
有形固定資産			
土地			
建物			
構築物			
教育研究用機器備品			
管理用機器備品			
図書			
車両			
建設仮勘定			
(何)			
特定資産			
第2号基本金引当特定資産			
第3号基本金引当特定資産			
(何)引当特定資産			
その他の固定資産			
借地権			
電話加入権			
施設利用権			
ソフトウエア			
有価証券			
収益事業元入金			
長期貸付金			
(何)			
流動資産			
現金預金			
未収入金			
貯蔵品			
短期貸付金			
有価証券			
(何)			
資産の部合計			
負債の部			
科目	当年度末	前年度末	増減
固定負債			
長期借入金			
学校債			
長期未払金			
退職給与引当金			
(何)			
流動負債			
短期借入金			
1年以内償還予定学校債			
手形債務			
未払金			
前受金			
預り金			
(何)			
負債の部合計			
純資産の部			
科目	当年度末	前年度末	増減
基本金			
第1号基本金			
第2号基本金			
第3号基本金			
第4号基本金			
繰越収支差額			
翌年度繰越収支差額			
純資産の部合計			
負債及び純資産の部合計			

資料 5

注記

• • •

參考資料2 樣式5

固 定 資 産 明 細 書

年 月 日から
年 月 日まで

(単位 円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却額の累計額	差引期末残高	摘要
有形固定資産	土地						
	建物						
	構築物						
	教育研究用機器備品						
	管理用機器備品						
	図書						
	車両						
	建設仮勘定						
	(何)						
	計						
特定資産	第2号基本金引当特定資産						
	第3号基本金引当特定資産						
	(何)引当特定資産						
	計						
その他の固定資産	借地権						
	電話加入権						
	施設利用権						
	ソフトウェア						
	有価証券						
	収益事業元入金						
	長期貸付金						
	(何)						
	計						
	合 計						

(注)1 この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。

2 この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。

3 期末残高から減価償却額の累計額を控除した残高を差引期末残高の欄に記載する。

4 贈与、災害による廃棄その他特殊な事由による増加若しくは減少があった場合又は同一科目について資産総額の1／100に相当する金額を超える額の増加若しくは減少があった場合には、それぞれその事由を摘要の欄に記載する。

資料5

参考資料2 様式7

借入金明細書
令和年月日から
令和年月日まで

(単位 円)

区分		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	返済期限	摘要
長期借入金	公的金融機関						
	市中金融機関						
	その他						
	計						
短期借入金	公的金融機関						
	市中金融機関						
	その他						
	小計						
	返済期限が1年以内の長期借入金						
	計						
合計							

(注)1 摘要の欄には、借入金の使途及び担保物件の種類を記載する。

資料5

参考資料2 様式8

基 本 金 明 細 書
 年 月 日から
 年 月 日まで

(単位 円)

事 項	要組入高	組入高	未組入高	摘要
第1号基本金				
前期繰越高				
当期組入対象額				
1. 土地				
2. 建物				
(何)				
計				
当期取崩対象額				
1. 土地	△	△		
2. 建物	△	△		
(何)	△	△		
計	△	△		
当期組入額(又は当期取崩額)				
当期末残高				
第2号基本金				
前期繰越高	—		—	
当期組入対象額	—		—	
(何)	—		—	
計	—		—	
当期取崩対象額	—		—	
(何)	—	△	—	
計	—	△	—	
当期組入額(又は当期取崩額)	—		—	
当期末残高	—		—	
第3号基本金				
前期繰越高	—		—	
当期組入対象額	—		—	
(何)	—		—	
計	—		—	
当期取崩対象額	—		—	
(何)	—	△	—	
計	—	△	—	
当期組入額(又は当期取崩額)	—		—	
当期末残高	—		—	

資料 5

第4号基本金				
前期繰越高	△			
当期組入対象額		△		
当期取崩対象額				
当期組入額(又は当期取崩額)				
当期末残高				
合計				
前期繰越高	—			
当期組入額	—			
当期取崩額	—	△		
当期末残高	—			

(注)1 この表に掲げる事項に計上すべき金額がない場合には、当該事項を省略する様式によるものとする。

2 当期組入高及び当期取崩高については、組入れ及び取崩しの原因となる事実ごとに記載する。ただし、第1号基本金については、資産の種類により一括して記載する。

3 要組入高の欄には、第1号基本金にあつては取得した固定資産の価額に相当する金額を、
第4号基本金にあつては第30条第1項第4号の規定により文部科学大臣が定めた額を記載する。

4 未組入高の欄には、要組入高から組入高を減じた額を記載する。

備考 第2号基本金及び第3号基本金については、この表の付表として、基本金の組入れに係る計画集計表を
次の様式に従い作成し、添付するものとする。

第2号基本金の組入れに係る計画集計表

(単位 円)

番号	計画の名称	第2号基本金当期末残高
1	(何)	
2		
計		

第3号基本金の組入れに係る計画集計表

(単位 円)

番号	基金の名称	第3号基本金引当特定資産運用収入	第3号基本金当期末残高
1	(何)		
2			
計			

資料5

参考資料2 様式9

財産目録

科 目	年 度 末		
一 資産額			
(一) 基本財産			
1 土地(団地)	〇〇	m ²	円
校地			
2 建物	〇〇	m ²	円
(1) 校舎	〇〇	冊	円
3 図書	〇〇	冊	円
4 教具・校具・備品	〇〇	点	円
....			
(二) 運用財産			
1 預金、現金			
現金	円	円	円
普通預金			
2 積立金	円	円	円
3 有価証券	円	円	円
利付国債			
....			
(三) 収益事業用財産			
....			
合 計		円	円
二 負債額			
(一) 固定負債			
1 長期借入金	円	円	円
....			
2 学校債	円	円	円
3 未払金	円	円	円
4 退職給与引当金	円	円	円
....			
(二) 流動負債			
1 短期借入金	円	円	円
2 前受金	円	円	円
3 未払金	円	円	円
....			
(三) 収益事業用負債			
....			
合 計		円	円

(注) (1)基本財産:学校法人の設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金
 (2)運用財産:学校法人の設置する私立学校の経営に必要な財産
 (3)収益事業用財産:収益を目的とする事業に必要な財産

学校法人会計基準の在り方に関する検討会について

令和5年5月18日
高等教育局長決定

1. 趣旨

現行の学校法人会計基準は、国又は都道府県から経常的経費について補助を受ける学校法人が会計処理を行い、財務計算に関する書類を作成するに当たっての基準として、文部科学大臣が定めたものである。

今般の私立学校法の改正により、学校法人会計基準の根拠が、私立学校振興助成法から私立学校法に移ることを受け、その改正の在り方について、有識者の協力を得て検討を行う。

2. 主な検討事項

- (1) 私立学校法に基づく財務報告の目的及び財務情報の利用者について
- (2) 計算書類の体系及び内容について
- (3) その他

3. 実施方法

- (1) 別紙の有識者の協力を得て、上記2に掲げる事項について検討を行う。
- (2) 必要に応じて委員の追加を行い、また、委員以外の有識者を本検討会に参画させることができる。

4. 実施時期

この検討会の時期は令和5年6月から令和6年3月までとする。

5. その他

この検討会に関する庶務は、高等教育局私学部参事官付において行う。

学校法人会計基準の在り方に関する検討会 委員

稻垣 正人 日本公認会計士協会常務理事
内野 光裕 学校法人内野学園理事長
奥村 陽一 学校法人立命館常務理事
黒川 行治 慶應義塾大学名誉教授・産業経理協会理事長
嵯峨 実允 学校法人藤華学院理事長
佐野 慶子 公認会計士
志賀 啓一 学校法人志學館学園理事長・学長
徳田 守 学校法人金沢工業大学常任理事・法人本部財務部長
南部 浩士 学校法人田園調布雙葉学園理事長
西岡 佳津子 (株) 日立製作所人財統括本部研開人事総務本部長
前鼻 英蔵 学校法人西野学園理事長
持丸 宏治 (株) 三井住友銀行法人戦略部上席部長代理

(五十音順、敬称略)

<オブザーバー>

小林 一之 日本私立学校振興・共済事業団私学経営情報センター長
藤井 徹 愛知県県民文化局県民生活部学事振興課私学振興室長

(五十音順、敬称略)

参考資料 5

審議経過

第1回 令和5年6月8日

学校法人会計基準の在り方に関する検討会について
私立学校法の改正について
学校法人会計基準の改正の方向性等について
財務情報に関する基本的な考え方について

第2回 令和5年6月27日

計算書類の体系について
セグメント情報の在り方について①

第3回 令和5年7月14日

セグメント情報の在り方について②
附属明細書の内容について①

第4回 令和5年8月29日

附属明細書の内容について②
注記事項の充実について①

第5回 令和5年9月26日

セグメント情報の在り方について③
附属明細書の内容について③

第6回 令和5年10月20日

セグメント情報の在り方について④
附属明細書の内容について④
財産目録の内容について
会計基準の特例について①

第7回 令和5年11月21日

会計基準の特例について②

私立学校法監査の範囲について

助成法に基づく書類提出・監査の範囲について

注記事項について（子法人注記）

セグメント情報の検討まとめ・配分基準の検討スケジュールについて

全体のまとめ①

第8回 令和5年11月30日

予備日